1. 件名:高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和2年1月31日(金)11時10分~11時40分

3. 場所:原子力規制庁10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

田中主任安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、堀内安全審査官、 内海研開炉係長、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他3名

## 5. 要旨

〇原子力機構から、前回の面談から引き続き、審査中の廃止措置計画変更認可申請(模擬 燃料体の部分装荷)における部分装荷時における影響評価について、資料を用いて案の 説明を受けた。

## ○原子力規制庁より、以下の通り伝えた。

- ・本日の資料については、例えば「最大飛び上がり量±20~30%」の根拠資料など、前回までの面談において示すよう求めていた事項が反映されていない部分が見受けられる。 面談等において指摘された事項については、適切に資料へ反映し説明すること。
- ・資料2については、説明に必要な情報は全体的に記載されていると考えられるものの、 資料の順番や構成に、機構がこの申請を行う目的や、安全性に対する考え方を読み取る ことはできない。

以下の説明の流れが分かるよう、機構として考えを工夫すること。

- ①何を目的として解析等の評価を実施したのか明確にする。
- ②部分装荷が初期の設計で想定していないことを踏まえ、設計との差異を示す。
- ③差異について、安全上の影響の有無を踏まえ、考慮すべき問題点を示す。
- ④必要な解析(JSFR 体系での群振動解析)及び試験(もんじゅ燃料体の単体試験)を 実施する。
- ⑤上記の解析及び試験の結果、解析の不確かさを踏まえても、試験結果との総合的な 考察の結果、部分装荷状態で施設への安全上の影響を及ぼさないことを概ね確認す るとともに、早期のリスク低減のため進めている燃料体取出作業中に問題が発生し ても、過去の知見等から問題を除去できること示す。
- ○原子力機構から、承知した旨返答があった。

## 6. その他

資料1:燃料体の跳び上がり量評価に関する試験による確認(改正1)

資料2:「もんじゅ」廃止措置計画の変更内容(模擬燃料体の部分装荷)

資料2-1:模擬燃料体の部分装荷に係るコメント一覧